

資料1

令和6年度当初予算 知事査定ヒアリング対象事業

(単位:千円)

日	時	部 局 名	項 目	要求額
				事業費
1月18日(木)	13:00 ~ 13:20	県土整備部、農林水産部	公共事業	91,613,652
	13:20 ~ 13:35	地域連携・交通部、県土整備部	移住者を受け入れる態勢の充実支援事業費	19,000
	15:40 ~ 15:55	防災対策部	避難所空調設備の設置支援	0
	15:55 ~ 16:10	観光部	上質な「みえ旅」宿泊施設立地補助金	1,809,679 ※
	16:25 ~ 16:40	教育委員会、環境生活部	フリースクールで学ぶ子どもたちへの支援	5,760
1月19日(金)	17:00 ~ 17:15	政策企画部、子ども・福祉部、雇用経済部	企業のジェンダーギャップ解消に向けた取組への支援	23,020
1月22日(月)	16:00 ~ 16:20	地域連携・交通部	移動手段の確保に向けた総合対策	865,115
			合計	94,336,226

※補助上限5億円で企業誘致補助金1,809,679千円の内数

資料2

部局名：県土整備部

令和6年度当初予算知事査定ヒアリング

順番	項目	事業費(千円)	頁
1	公共事業	73,768,339	1
合計		73,768,339	

過去5年間で最大となる令和5年度国土強靱化等補正予算の活用と、労務単価・資材価格の高騰を踏まえた公共事業費の確保により、事業の着実な進捗を図る

1. 災害に強い県土づくり

南海トラフ地震や激甚化・頻発化する風水害など、県内で発生しうる大規模災害による被害を軽減するため、重点的に対策を進める（項目によっては、目標達成の前倒しをめざす）

取組項目及び目標（主なもの） ◎は元気プラン、その他は国土強靱化5か年加速化対策（R3-R7）の目標値	現状値 （R5末見込）	R6末見込	R8目標
【流域治水の推進】 河川の堆積土砂撤去◎  	219万m ³	190万m ³ （全体の堆積量を減らす目標）	185万m ³
河口部の大型水門・樋門等の耐震化 河川改修、ダム整備等による浸水被害リスクの軽減	25%	25%	約50%（R7）
（参考：完成予定年度） R8年度 三滝新川、R10年度 鳥羽河内ダム 等			
【土砂災害対策の推進】 砂防堰堤等による避難所・要配慮者利用施設の保全◎ 砂防ダムの堆積土砂撤去	20%	23%	63%
【高潮・地震・津波対策の推進】 海岸堤防等による高潮対策	18%	24%	約30%（R7）
【緊急輸送道路の機能確保】 法面・盛土の土砂災害防止対策 渡河部橋梁の流出防止対策	76%	76%	約80%（R7）
未改良区間の整備（現道拡幅等）	25%	30%	約40%（R7）
	25%	37%	約50%（R7）
	66%	66%	約60%（R7）

※R6末見込値は予算要求時点のもの

2. 道路整備、まちづくり

防災・減災に加え、産業・観光の振興に資する道路について、国の補正予算も活用しながら早期供用を行うとともに、駅前の賑わい創出、交通安全対策など豊かで活力のあるまちづくりを進める

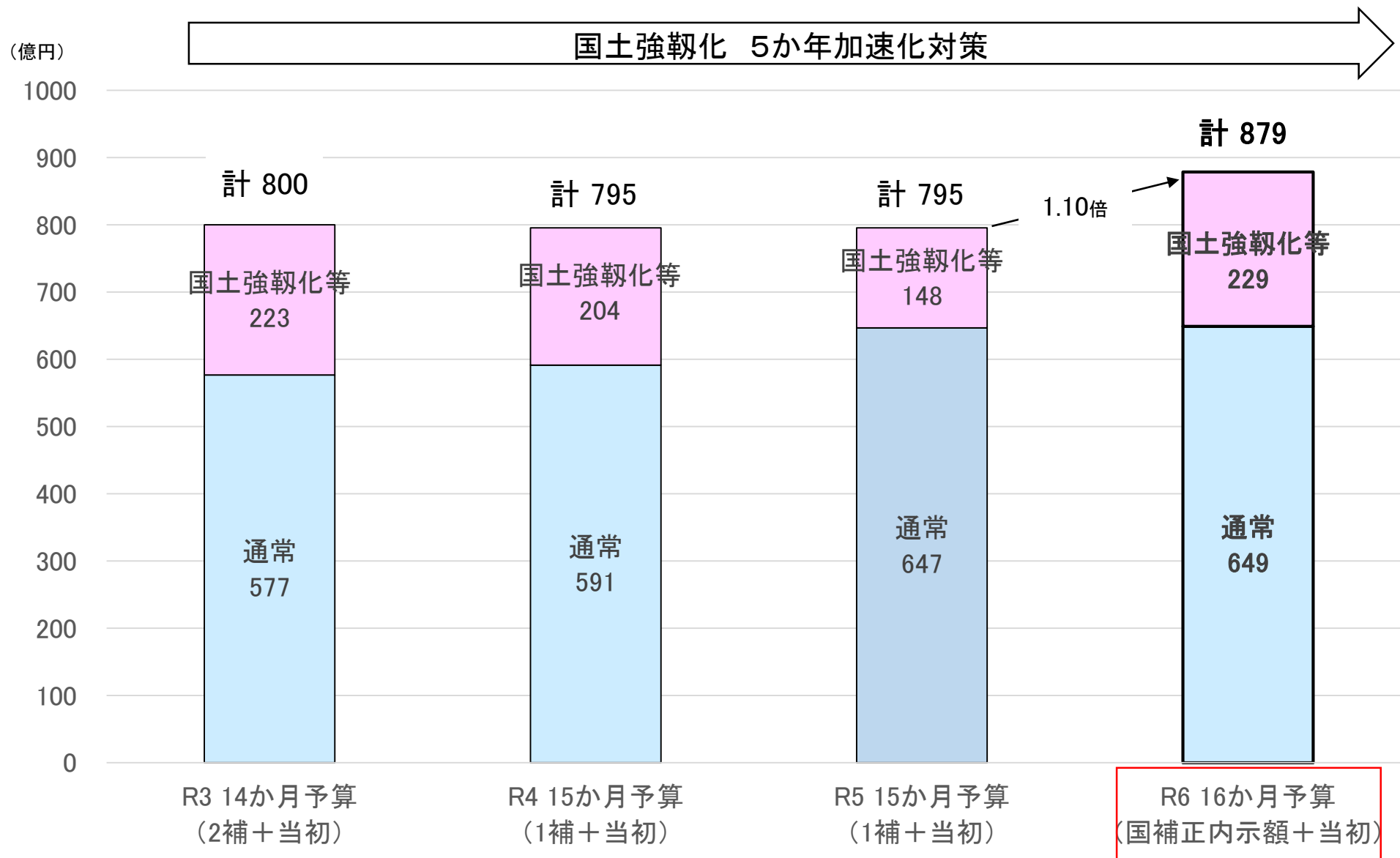
取組項目（主なもの）	取組例
<p>高規格道路、直轄国道の整備促進</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>東海環状自動車道</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>新宮紀宝道路</p> </div> </div>	<p>早期供用に向けた高規格道路・直轄国道の整備促進や鈴鹿亀山道路の整備推進、名神名阪連絡道路の計画の具体化 【今後の開通予定箇所・年度】 R6：東海環状自動車道（北勢IC～大安IC（仮称））、新宮紀宝道路 R1北勢バイパス（国道477号以北） R8：東海環状自動車道・全線</p>
<p>県管理道路の整備推進</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>R167（磯部BP）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>R421（大安ICアクセス）</p> </div> </div>	<p>慢性的に発生する渋滞の解消、安全・安心で円滑な通行の確保等に向けた道路ネットワークの強化やバイパス整備等 【今後の主な開通予定箇所・年度】 R6：R167（磯部BP）、<u>R421（大安ICアクセス）</u>、<u>（一）一志出家線（中川原橋）</u>、<u>（一）矢口浦上里線（BP）</u>、<u>（主）伊勢南島線</u> 下線はR5年度国土強靱化等予算の確保により、完成見通しを前倒し（R5.12公表）</p>
<p>交通拠点の機能強化（駅前の賑わい創出）</p>	<p>津駅周辺の道路空間再編に向けた概略検討等</p>
<p>交通安全対策、適切な道路の維持管理</p>	<p>歩行者等の交通安全対策（歩道整備など）、舗装修繕、路面表示の引き直し、道路除草及び雑草抑制対策</p>
<p>電線類の地中化</p>	<p>台風や地震による電柱倒壊で甚大な被害を受けやすい市街地の緊急輸送道路で、電線類の地中化を実施</p>
<p>都市公園の整備</p>	<p>避難場所としての高台広場の整備、施設改修及び老朽化対策など</p>

【単位:千円】

15か月予算ベース		R5 15か月 A	通常分	強靱化等(補正)	R6 16か月 B	通常分	強靱化等(補正)	増減 B-A	前年比 B/A
公 共 事 業	国補公共	35,797,977	25,018,583	10,779,394	43,481,521	25,168,829	18,312,692	7,683,544	121.5%
	直 轄	18,958,013	14,890,042	4,067,971	18,421,099	13,785,342	4,635,757	△ 536,914	97.2%
	県単公共	24,776,024	24,776,024	-	25,948,164	25,948,164	-	1,172,140	104.7%
	建設	8,237,633	8,237,633	-	8,457,112	8,457,112	-	219,479	102.7%
	維持	16,134,017	16,134,017	-	17,127,917	17,127,917	-	993,900	106.2%
	調査等	404,374	404,374	-	363,135	363,135	-	△ 41,239	89.8%
	小 計	79,532,014	64,684,649	14,847,365	87,850,784	64,902,335	22,948,449	8,318,770	110.5%
	受託公共	1,448,694	1,448,694	-	2,226,423	2,226,423	-	777,729	153.7%
	災害復旧	7,398,827	7,398,827	-	6,639,581	6,639,581	-	△ 759,246	89.7%
合計	88,379,535	73,532,170	14,847,365	96,716,788	73,768,339	22,948,449	8,337,253	109.4%	

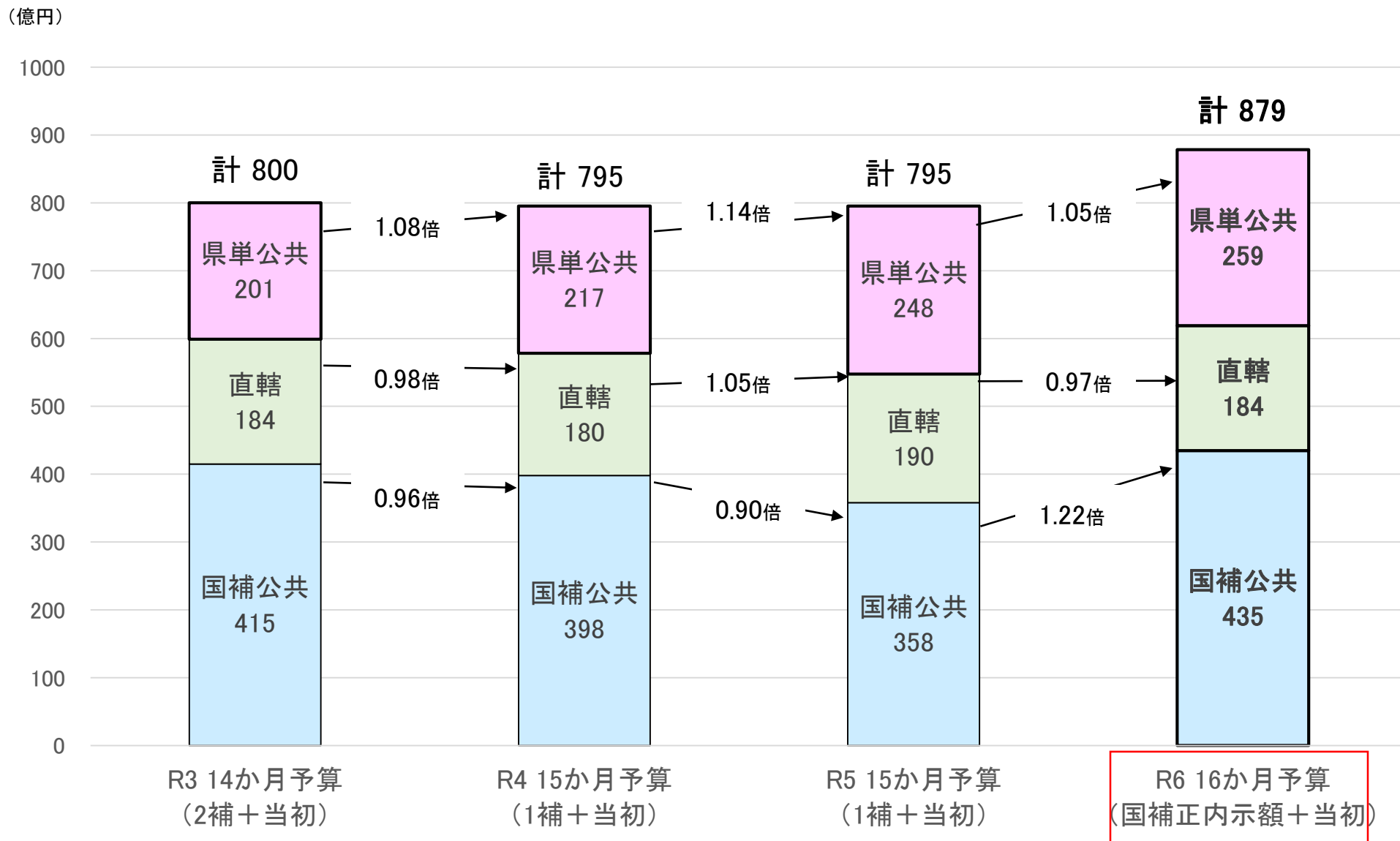
当初予算ベース		R5 当初 C	R6 当初 D	増減 D-C	前年比 D/C
公 共 事 業	国補公共	25,018,583	25,168,829	150,246	100.6%
	直 轄	14,890,042	13,785,342	△ 1,104,700	92.6%
	県単公共	24,776,024	25,948,164	1,172,140	104.7%
	建設	8,237,633	8,457,112	219,479	102.7%
	維持	16,134,017	17,127,917	993,900	106.2%
	調査等	404,374	363,135	△ 41,239	89.8%
	小 計	64,684,649	64,902,335	217,686	100.3%
	受託公共	1,448,694	2,226,423	777,729	153.7%
	災害復旧	7,398,827	6,639,581	△ 759,246	89.7%
合計	73,532,170	73,768,339	236,169	100.3%	

(1) 通常分／国土強靱化分 別



数値は四捨五入によるため、内訳と合計が一致しないこと等があります

(2) 事業別(国補公共/直轄/県単公共)



部局名:農林水産部

令和6年度当初予算知事査定ヒアリング

順番	項目	事業費(千円)	頁
1	公共事業	17,845,313	1
合計		17,845,313	

農林水産業の役割：食料の安定供給の確保と多面的機能の十分な発揮

農林水産業は、**食料を生産（食料の安定供給）**しながら、**国土を守る役割（多面的機能）**という重要な役割を担っています。

農林水産業の持続的な発展に向けて、生産を支える基盤の整備を進めるとともに、頻発化、激甚化する風水害や切迫する南海トラフ地震等の大規模災害から農山漁村地域を守る防災・減災対策に取り組む必要があります。

公共事業取組概要

★持続可能な農林水産業の実現に向けた**生産基盤の整備**の促進

- ・ほ場の大区画化や用水路のパイプライン化
- ・林道整備、森林整備
- ・藻場の造成

★農山漁村地域の**防災・減災対策**の強化

- ・農業用ため池、排水機場の整備
- ・治山施設の整備
- ・漁港海岸保全施設、漁港施設の整備

国補+県単 事業費 【121.4億円 ※R5年度12月補正、2月補正含み】

■生産基盤の整備【56.3億円】 ■防災・減災対策【65.1億円】

高度水利機能 確保基盤整備事業

農業経営体の効率的な営農の実現に向けて、ほ場の大区画化や用水路のパイプライン化など、生産基盤の整備に取り組みます。

1,617,469千円
【3,223,560千円
※R5年度12月、2月補正含み】



ほ場の大区画化

県営ため池等整備事業

農業用ため池の決壊等による被害を防止するため、耐震性能不足や老朽化した農業用ため池の整備に取り組みます。

1,058,488千円
【2,151,082千円
※R5年度12月、2月補正含み】



農業用ため池の整備

農村地域排水対策事業

頻発する集中豪雨等の自然災害から県民の生命や財産を守るため、排水機場の整備に取り組みます。

1,388,160千円
【2,402,220千円
※ R5年度12月、2月補正含み】



排水機場の整備

国補+県単 事業費 【50.8億円 ※R5年度12月補正含み】

■生産基盤の整備【13.5億円】

林道事業

木材の生産や搬出に必要な林道および災害時に市町道等の代替路となる林道を整備するとともに、既設林道の改良に取り組みます。

846,934千円
【899,934千円
※R5年度12月補正含み】



林道の整備

造林事業

森林の有する多面的機能の維持・増進を図るため、搬出間伐や主伐後の再造林などの森林整備、獣害防護柵、森林作業道の整備を支援します。

422,590千円



森林の整備

■防災・減災対策【37.3億円】

治山事業

山地災害の防止を図る治山施設を整備するとともに、公益的機能が低下した保安林の整備を進めます。

3,528,545千円
【3,727,545千円
※R5年度12月補正含み】



治山施設の整備

国補+県単 事業費 【33.8億円 ※R5年度12月補正含み】

■ 生産基盤の整備【12.0億円】

海女漁業等
環境基盤整備事業

海女漁業の漁業生産力の回復や沿岸海域における水質浄化機能の改善を図るため、藻場の造成に取り組みます。

728,700千円



藻場の造成

■ 防災・減災対策【21.8億円】

県営漁港海岸保全事業

南海トラフ地震等の大規模自然災害による高潮や津波からの浸水被害を軽減するため、海岸保全施設の機能強化に取り組みます。

83,790千円
【299,790千円

※R5年度12月補正含み】



海岸保全施設の整備

県営水産生産基盤整備事業

高潮、波浪・津波による被害を防止し、被災後の水産業の早期再開を図るため、防波堤などの漁港施設の耐震・耐津波対策に取り組みます。

663,600千円
【1,177,600千円
※R5年度12月補正含み】



防波堤の整備

公共事業総括表(一般会計)

上段:16か月予算比較 下段:当初予算比較

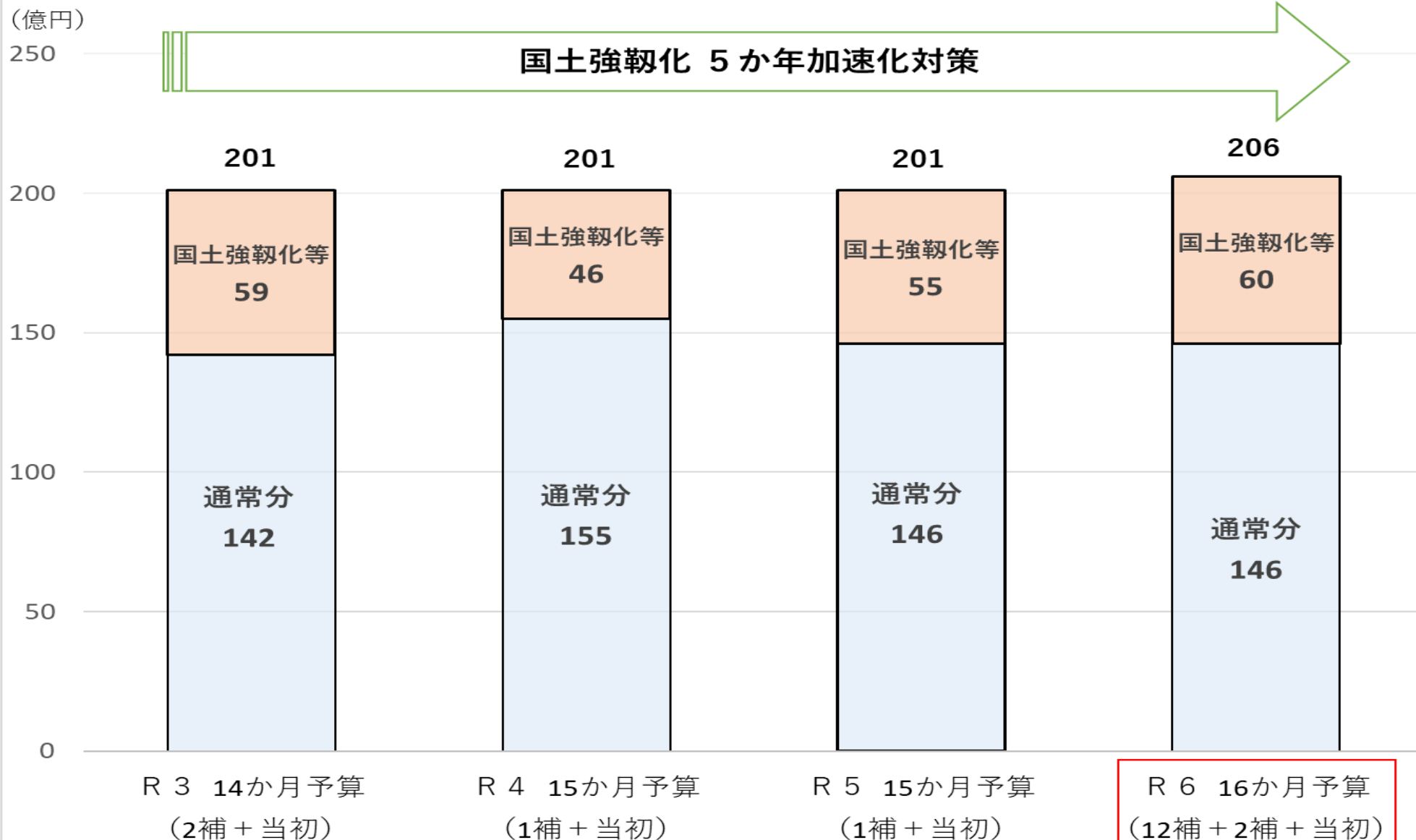
(単位:千円)

R6当初予算 (16か月予算)		R5当初 15か月(A)	通常分	強靱化等	R6当初 16か月(B)	通常分	強靱化等	増減(B-A)	前年比 (B/A)
公 共 事 業	国補公共	16,470,083	10,934,028	5,536,055	17,153,171	11,173,716	5,979,455	683,088	104.1%
	県単公共	3,644,218	3,644,218	-	3,444,530	3,444,530	-	▲199,688	94.5%
	小計(国補+県単)	20,114,301	14,578,246	5,536,055	20,597,701	14,618,246	5,979,455	483,400	102.4%
	直轄	369,965	369,965	-	660,018	660,018	-	290,053	178.4%
	受託公共	281,550	281,550	-	187,600	187,600	-	▲93,950	66.6%
	災害復旧	2,372,024	2,372,024	-	2,379,449	2,379,449	-	7,425	100.3%
合計		23,137,840	17,601,785	5,536,055	23,824,768	17,845,313	5,979,455	686,928	103.0%

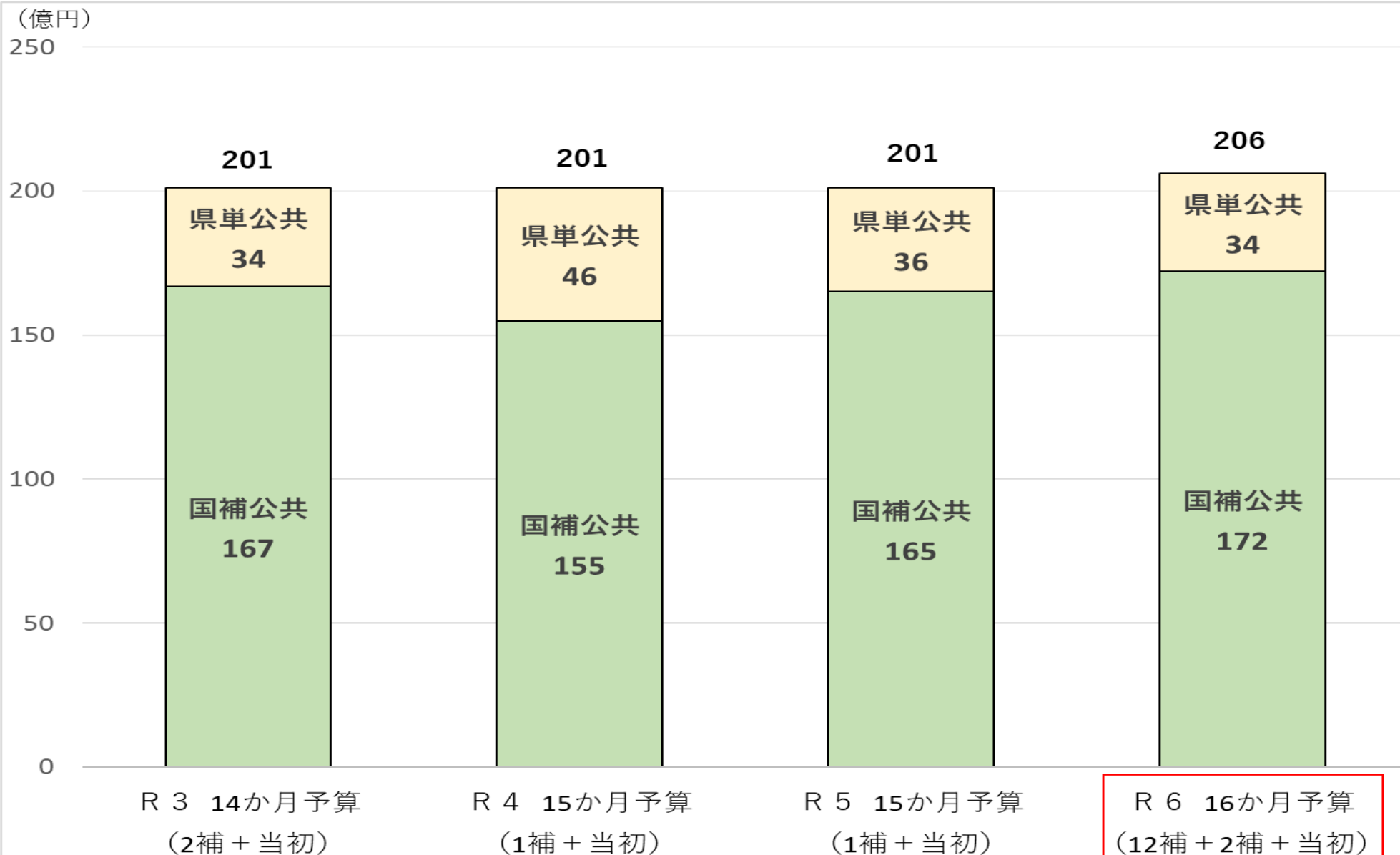
(単位:千円)

R6 当初予算		R5 当初(C)	通常分	強靱化等	R6 当初(D)	通常分	強靱化等	増減(D-C)	前年比 (D/C)
公 共 事 業	国補公共	10,934,028	10,934,028	-	11,173,716	11,173,716	-	239,688	102.2%
	県単公共	3,644,218	3,644,218	-	3,444,530	3,444,530	-	▲199,688	94.5%
	小計(国補+県単)	14,578,246	14,578,246	-	14,618,246	14,618,246	-	40,000	100.3%
	直轄	369,965	369,965	-	660,018	660,018	-	290,053	178.4%
	受託公共	281,550	281,550	-	187,600	187,600	-	▲93,950	66.6%
	災害復旧	2,372,024	2,372,024	-	2,379,449	2,379,449	-	7,425	100.3%
合計		17,601,785	17,601,785	-	17,845,313	17,845,313	-	243,528	101.4%

(1) 通常分／国土強靱化分 別



(2) 事業別(国補公共/県単公共)



部局名:地域連携・交通部、県土整備部

令和6年度当初予算知事査定ヒアリング

順番	項目	事業費(千円)	頁
1	移住者を受け入れる態勢の充実支援事業	19,000	1
合計		19,000	

令和6（2024）年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 地域連携・交通部 移住促進課

事業概要

細事業名	移住者を受け入れる態勢の充実支援事業費						区分	継続	
施策	9-2	移住の促進							
基本事業	9-2-2	移住者を受け入れる態勢の充実							
根拠 (法令等)									
予算 額 等	年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度		
	予算額		14,945千円	29,238千円					
	決算額	3,460千円	7,216千円						
事業の目的	・ 県と市町、地域等が連携し、県全体の受入れ態勢の充実を図ります。								
事業目標	移住者の受入れと地域づくりに取り組む人材の育成人数 5人以上								
前年度から の変更点									
事業の必要性と期待される効果	<p>移住者が安心して本県に移住し、移住後も住み続けられるよう、受入れ側の態勢を充実させる必要があるため、市町が実施する取組の支援を行うとともに、移住者と地域をつなぐ人材の育成に取り組めます。</p> <p>また、移住支援事業については、さらなる活用に向け、市町や関係部局と連携し、制度の周知等を行っていく必要があります。</p>								

取組詳細

取組概要	市町が実施する取組の支援や移住者と地域をつなぐ人材の育成など受入れ側の態勢充実に取り組めます。また、移住支援事業については、引き続き、市町と連携し実施します。
取組内容等	

○移住者を受け入れる態勢の充実支援事業費 19,000千円

- ・ 移住希望者の不安軽減や県内定着を図るため、移住者と地域をつなぐ人材を県内各地域に育成し、移住者に寄り添えるような仕組みづくりを行うとともに、市町の担当者会議および研修会を通じて、

移住促進に向けた課題や効果的な手法について共有するなど、受入れ側の態勢充実に取り組みます。

- ・ また、東京 23 区在住者等の地方への移住を後押しする移住支援事業について、引き続き、市町と連携し実施します。

【知事査定対象事業】

- ・ 県に移住された方へのアンケートにおいて、本県に移住を決めた理由として「買いたい・借りたい家があった」が毎年上位（R2：18.3%（2位）R3：22.2%（1位）R4：25.5%（2位））となるなど、「住まい」に関するニーズが高くなっています。
- ・ しかし、地域においては、空き家はあるものの、所有者意思の確認や家財撤去費用などの問題から空き家バンクへの登録など活用が進まず、移住者の需要に対して供給が追いついていない状況です。
- ・ また、内閣府の調査では、地方移住への懸念として「買物や公共交通等の利便性」（27.0%）「人間関係や地域コミュニティ」（26.6%）「医療・福祉施設」（20.9%）など移住後の生活に関係する事柄が上位を占めています。これらを解決するためには、移住前に一定期間暮らしていただくことが有効であり、移住希望者の不安軽減による移住の実現や移住後の県内定着にもつながりますが、県内において「お試し住宅」が整備されている市町は約 1/3 に留まっています。
- ・ そこで、市町における「住まい」に関する以下の取組を支援することで、移住者受入態勢の充実に図り、移住者の増加につなげます。
 - （1）市町が運営する「空き家バンク」や「お試し住宅」として活用できる空き家の掘り起こしや、「お試し住宅」の整備及び利用促進に資する取組を支援することで、移住希望者の方々に、住宅探しや仕事探しなど自らのニーズに合った暮らしを知る拠点として幅広く活用いただき、本県への移住実現の後押しをします。
 - （2）県外からの移住者が空き家を改修する際の自己負担軽減につながる支援を行います。

さらなる移住促進に向けた市町のインフラ充実（住まい関係）

【移住者のニーズ】

- 本県に移住を決めた理由として「買いたい・借りたい家があった」が上位
 - R2：18.3%（2位）
 - R3：22.2%（1位）
 - R4：25.5%（2位）
- 県移住ポータルサイトの閲覧件数のうち、最も件数が多いのが空き家バンク
 - 1位：空き家バンク 約22,000件／月
 - 2位：トップページ 約3,000件／月
（アクセス全体 約90,000件／月）
- 県移住フェア参加者（2会場144組）へのアンケートで相談したい項目で最も多かったのは住まい関係
 - 1位：住まい 75件
 - 2位：しごと 55件
 - 3位：地域特徴 42件

【市町のニーズ】

- 空き家はあるが、所有者意思の確認や家財撤去費用等の問題から、活用が進まない。（市町ヒアリング）
- 地方移住への懸念に関する全国調査によると、「買い物や公共交通等の利便性（27.0%）」「人間関係やコミュニティ（26.6%）」「医療・福祉施設（20.9%）」が上位。これらをクリアにするために、移住前に一定期間暮らしを体験してもらうことが、移住決定の後押しになる。

[参考] お試し住宅の効果や意義（複数回答）

- ・移住希望者が移住後の生活環境や暮らしをイメージしやすくなった 85.1%
- ・移住希望者が地域の魅力や風土・風習を体感・体験することができた 76.0%
- ・移住希望者が住宅や仕事を探す拠点となった 59.5%
（（一社）移住・交流推進機構「2019年度移住体験施設実態調査」）

【現状】

- [お試し住宅] ○10市町18軒が整備（R6.1現在）→ 県内市町の34.5%（全国平均より少ない）
 - [参考] 全国の市町村における整備状況 37.2%（（一社）移住・交流推進機構「2019年度移住体験施設実態調査」）
- 県内お試し住宅利用者の移住実現度は約2割（R2-4：利用65件 移住実現14件）
- [空き家バンク] ○全市町において整備済
 - 登録件数 451件（県内空き家戸数（約129,600件）の0.35%）
- [市町の声] ○市町ヒアリングの結果、課題として最も多いのは「住まい」関係（16市町）
 - （例）・移住者の需要に対して住まいの供給が追いつかない。空き家の掘り起こしを県がバックアップしてほしい。
 - ・お試し住宅のニーズはあるが、改修費や不要な荷物の撤去費用がネックとなっている。

「住まい（お試し用／定住用）の供給増と利用促進」に資する取組の支援が必要

◆お試し住宅の掘り起こし、整備、利用促進を行う市町への補助 <<新規>>

(1,500千円×10市町 = 15,000千円)

- [補助対象経費] ①空き家の掘り起こし（所有者への周知）に係る費用
 ②お試し住宅を整備する際の改修費、不用品処分費及び備品リース代
 ③県外在住者のお試し住宅利用料に対する補助

[補助率] 補助対象経費の1/2以内

[補助上限額] 1,500千円／市町

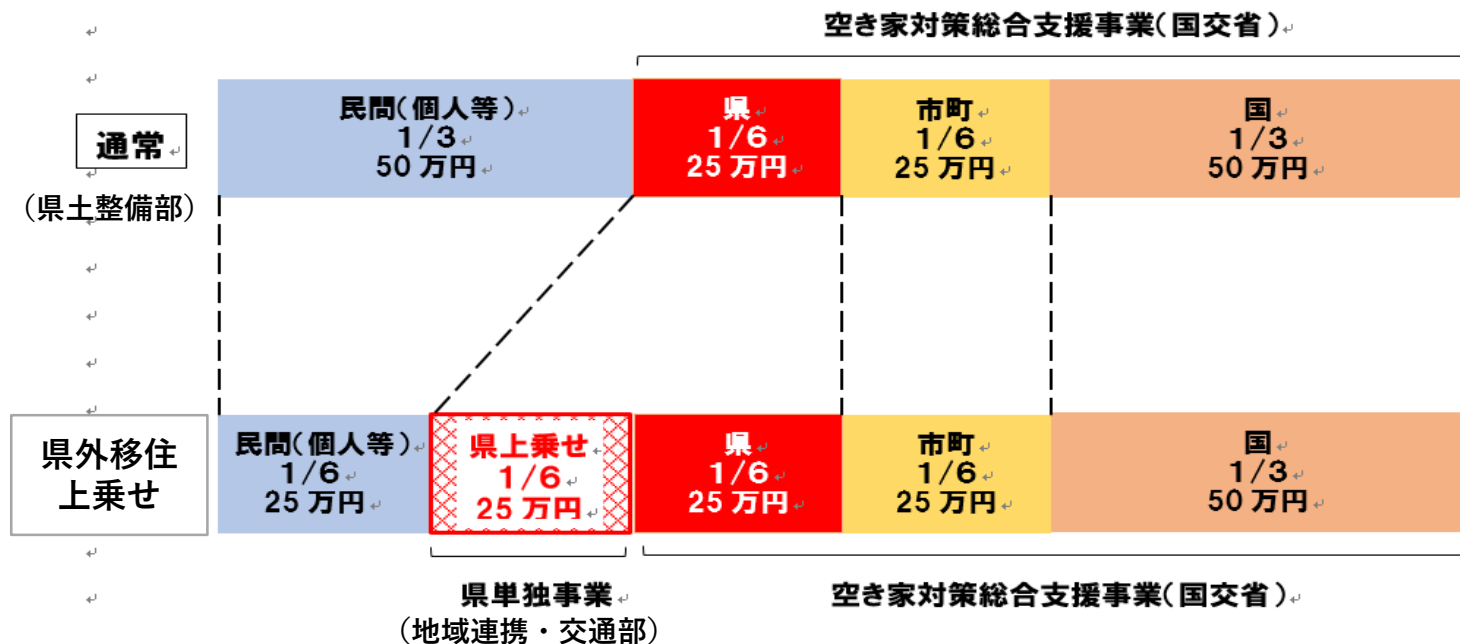
[交付市町数] 最大10市町／年

[実施期間] 令和6-8年度

◆空き家の改修費を補助する市町への支援制度（県土整備部）において、県外からの移住者について補助対象事業分における自己負担を1/3→1/6に軽減 <<新規>>

(250千円×16件 = 4,000千円)

([参考] 県土整備部250千円×56件 = 14,000千円)



令和6（2024）年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 県土整備部 住宅政策課

事業概要

細事業名		空き家対策支援事業						区分	継続
施策		11-3	安全で快適な住まいまちづくり						
基本事業		11-3-4	安全で快適な住まいづくりの推進						
根拠 (法令等)		空家等対策の推進に関する特別措置法							
予算額等	年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度		
	予算額		4,775千円	4,875千円					
	決算額	3,003千円	4,775千円						
事業の目的		危険な空き家（特定空家等）の除却や、利活用が可能な空き家を移住者のための住宅として再利用するための支援を行い、地域の住環境の改善と既存住宅ストックの活用を促進します。							
事業目標		市町が空家等対策計画を定めた上で国の空き家対策総合支援事業を活用する場合に、県が法に基づき財政支援を行うことにより、市町の計画的な空き家対策（除却及び活用）を推進します。 市町からの要望を踏まえ、行政代執行、特定空家等除却と空き家利活用の支援を行います。							
前年度からの変更点		重点事業として、空家を活用した移住促進のための改修費用の補助を実施							
事業の必要性と期待される効果		法により県は市町の空家等対策費用に対する財政上の措置を講じるとされています。 県が事業を実施することにより、各市町の空家等対策計画に基づく、地域の特性を活かした市町の空き家対策が促進される効果があります。							

取組詳細

取組概要	市町が実施する代執行による特定空家等の除却工事及び所有者等への除却補助並びに移住を促進するため空き家を利活用する上で必要なリフォーム工事への補助に対して、県が支援します。
取組内容等	

空き家対策支援事業 10,000千円（10,000千円）

○空き家を活用した移住促進

移住者向け住宅として空き家を活用するためのリフォーム工事に市町が補助する事業に対し、その一部を市町に補助します。(40件×25万円)

【事業費 150 万円の場合の負担イメージ】



令和6（2024）年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 県土整備部 住宅政策課

事業概要

細事業名		公営住宅管理事務費						区分	継続
施策		11-3	安全で快適な住まいまちづくり						
基本事業		11-3-4	安全で快適な住まいづくりの推進						
根拠 (法令等)		公営住宅法 三重県営住宅条例							
予算 額 等	年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度		
	予算額		637,866千円	651,098千円					
	決算額	652,469千円	636,809千円						
事業の目的		三重県において住宅に困窮する低額所得者に対して県営住宅を供給し、これを低廉な家賃で賃貸することにより、県民生活の安定と社会福祉の増進に寄与します。							
事業目標		<p>県営住宅の計画的な募集を行います。</p> <p>家賃の徴収、滞納整理を的確に行います。</p> <p>入居者の収入申告・収入認定を適切に実施します。</p> <p>指定管理者と連携して、適正で効率的な県営住宅管理を行います。</p>							
前年度からの 変更点		<ul style="list-style-type: none"> ・空き住戸を移住希望者のための移住お試し住宅に改修 ・空き住戸を移住者向け住宅として改修 							
事業の必要性と期待される効果		<p>県営住宅に入居を希望する低額所得者がいることから、引き続き県営住宅を計画的に供給していく必要があります。</p> <p>滞納対策については、引き続き強力的に実施する必要があります。</p>							

取組詳細

取組概要	県営住宅の管理については、適正な管理を実施します。 家賃滞納者については、的確な納付指導等を行います。
取組内容等	

公営住宅管理事務費 19,000 千円 (19,000 千円)

令和4年度に県及び市町の施策を利用した県外からの移住者のうち、三重県に移住先を決めた理由として「買いたい・借りたい家があった」が2位となっています。住まいの確保がきっかけで移住を決める人が多い状況を踏まえ、移住希望者に県営住宅の既存ストックを活用した住戸を安価で提供することを通じて、移住希望者の住まいの選択肢を増やすことにより移住の促進を図ります。

具体的には三重県での生活を体験することで本格的な移住につなげるための「お試し住戸」、及び本県への移住者を対象に「移住定住用住戸」を整備します。そのため、人口減少率が高い東紀州、伊勢志摩、実際の移住者が多い伊賀地域で移住者向けの住戸を整備します。

三重県に移住を決めた理由

第2位 「買いたい・借りたい家があったから」

移住希望者の住まいの確保のため2本柱で展開

① **空き家**を活用した移住対策

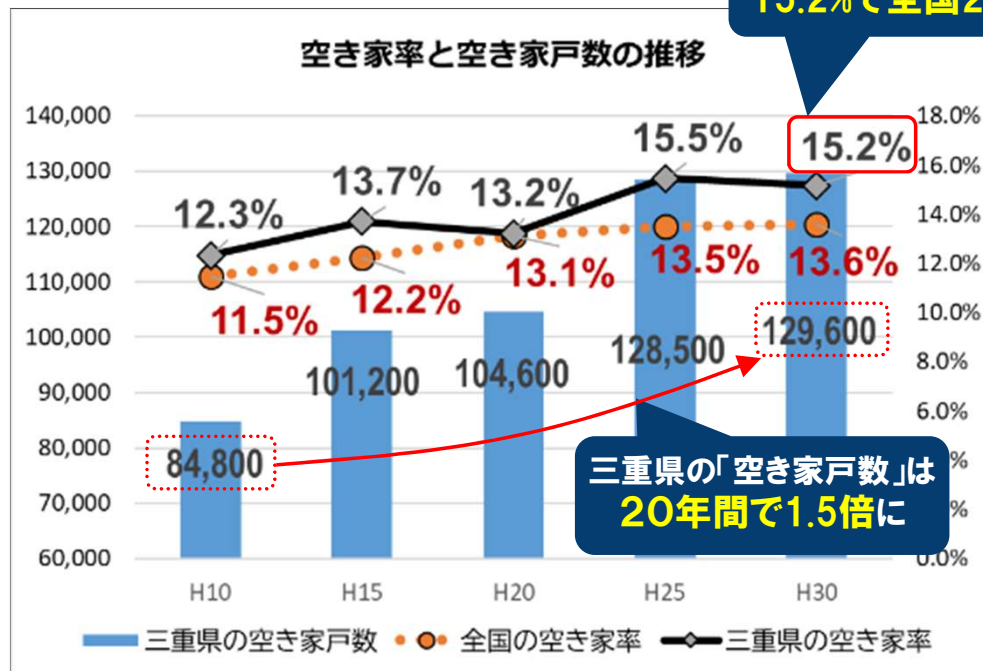
→ 全市町で展開

② **県営住宅の空き住戸**を活用した移住対策

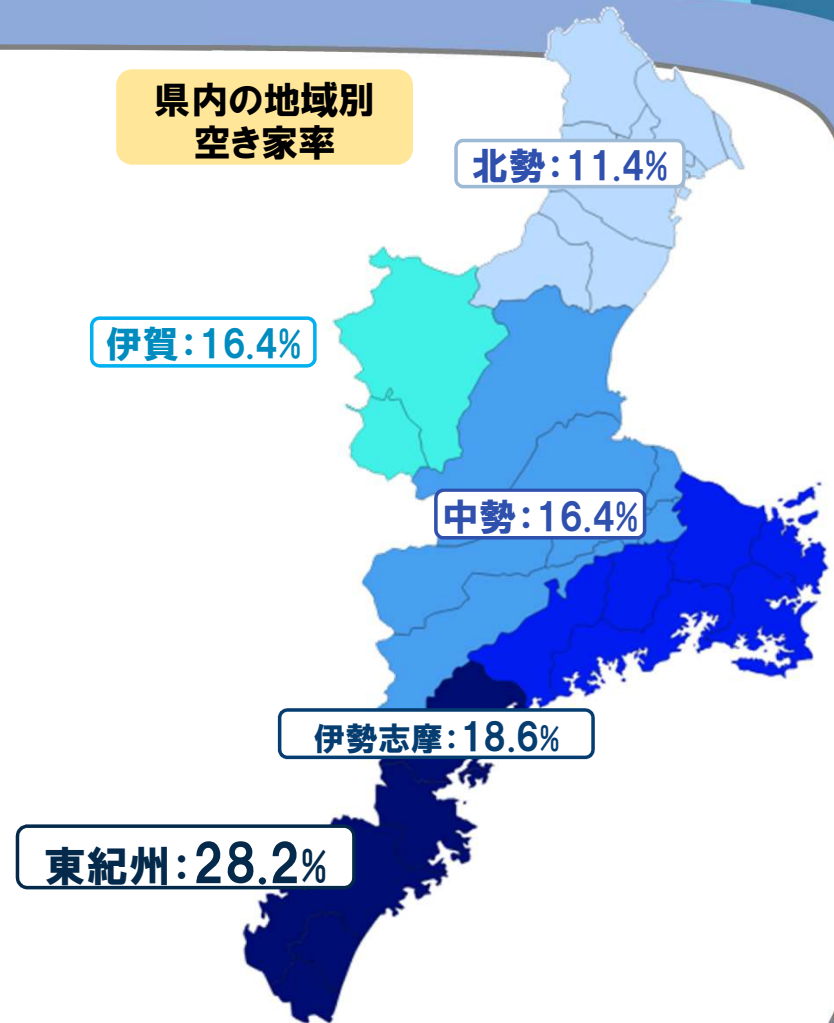
→ 人口減少率、移住実績等を踏まえて戦略的に展開

三重県の空き家率

空き家率・空き家数



県内の地域別 空き家率



空き家を活用した移住対策

①移住者の住宅
にリフォーム

②地域活性化のための施設
にリフォーム

補助対象	補助限度額	
住宅	リフォーム補助 56件	25万円/件 * 地域連携・交通部予算により16件は25万円/件を上乗せして50万円/件
地域活性化のための施設 (店舗等の非住宅)	リフォーム補助 2件	50万円/件 * 南部地域を対象に南部地域活性化基金で別途2件分を支援

事業費：20,000千円

県土整備部：15,000千円
 地域連携・交通部：4,000千円
 南部地域振興局：1,000千円

〔参考〕

住宅の事業費150万円の場合の負担イメージ

民間(個人等)	国	県*	市町
1/3 50万円	1/3 50万円	1/6 25万円	1/6 25万円

空き家対策総合支援事業(国交省)

令和6年1月 県土整備部住宅政策課

3

県営住宅の空き住戸を活用した移住対策

**県営住宅の空き住戸を活用して、
移住お試し住戸（4戸）
移住定住用住戸（4戸）を提供**

**人口減少率、移住実績等を踏まえて、
東紀州、伊賀、伊勢志摩地域にて県営住宅を選定**

事業費：19,000千円

部局名:防災対策部

令和6年度当初予算知事査定ヒアリング

順番	項目	事業費(千円)	頁
1	避難所空調設備の設置支援	0	1
合計		0	

令和6（2024）年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 防災対策部 地域防災推進課

事業概要

細事業名	地域減災対策推進事業費						区分	一部新規
施策	1-2	地域防災力の向上						
基本事業	1-2-2	災害から命を守る適切な避難の促進						
根拠 (法令等)	三重県防災対策推進条例 三重県防災・減災アクションプラン							
予算額等	年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
	予算額		50,837千円	205,852千円				
	決算額	46,917千円	42,974千円					
事業の目的	<p>南海トラフ地震による津波避難対策を促進するとともに、各地で頻発する数十年に一度の風水害に対し、「住民の適切な避難行動につなげ、命を守る」取組を支援します。</p> <p>また、「三重県防災・減災アクションプラン」で特に注力する取組とされている「避難所において配慮が必要な人へのきめ細かな支援」「地域の防災人材と自主防災組織の連携による地域防災活動の活性化」「避難所運営体制の構築支援と避難所の環境改善」「地区防災計画作成の促進」「避難施設や避難路等の整備の促進」等に関する取組に加え、津波避難施設や避難所の空調整備への取組に対しても支援を行います。</p> <p>さらに、県北部に広がる海拔ゼロメートル地帯が抱える津波避難に関する課題に対応するため、南海トラフ特措法における特別強化地域の指定から外れた県北部の海拔ゼロメートル地帯を有する市町を対象とし、避難施設・避難経路等の整備に対する支援を行います。</p>							
事業目標	<p>防災に関する県民意識調査（県実施）の調査項目「地震に対する避難行動のきっかけ」及び「風水害に対する避難行動のきっかけ」において、「避難しようと思わない」県民の割合を減少させます。</p>							
前年度からの変更点	<p>・避難所への空調整備を支援する補助メニューを新設</p>							
事業の必要性と期待される効果	<p>市町の実施する防災・減災対策事業に財政的支援を行うことで、事前に講ずべき対策が進められ、災害に対する、平時からの備えに万全を期することができます。</p> <p>また、新たな課題に対応した補助メニューを設けることにより、市町が緊急的かつ集中的に実施すべき取組を推進することができます。</p>							

取組詳細

取組概要	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震に備え、「津波から県民の命を守る」取組を支援します。 ・各地で頻発する数十年に一度の風水害に対し、「住民の避難行動につなげ、命を守る」取組を支援します。
------	---

- ・「三重県防災・減災アクションプラン」で特に注力する取組とされている「避難所において配慮が必要な人へのきめ細かな支援」「地域の防災人材と自主防災組織の連携による地域防災活動の活性化」「避難所運営体制の構築支援と避難所の環境改善」「地区防災計画作成の促進」「避難施設や避難路等の整備の促進」等に関する取組に対し支援を行います。
- ・県北部海拔ゼロメートル地帯における津波避難対策を促進します。

取組内容等

南海トラフ地震や内陸活断層による地震、台風等の風水害から「県民の皆さんの命を守り抜く」ため、市町が実施する地域特性に応じた防災・減災対策を支援します。

(1) 地域減災力強化推進補助金

- ・南海トラフ地震による津波から県民の命を守るため、市町による津波避難タワー等の整備に対し、財政支援を行います。
- ・避難所の環境向上を図るため、停電時でも稼働可能な空調設備の整備に対し、財政支援を行います。
- ・住民の適切な避難行動につなげ、命を守るため、「自然災害への理解促進」「防災情報の適切な伝達」「避難行動につながる『共助』の取組の促進」の取組等について市町が策定した計画等に基づき、成果につながる「取組」と必要な「環境整備」に対し、財政支援を行います。
- ・「三重県防災・減災アクションプラン」において取り組む課題や、最近の災害発生状況を踏まえるとともに、南海トラフ地震対策等の充実・強化のため、予防対策から復旧・復興までのメニューを設定し、市町が策定した計画等に基づき、成果につながる「取組」と必要な「環境整備」に対して支援を行います。

【重点枠】

- ①津波避難施設整備促進事業
- ②避難所環境向上支援事業（空調設備整備促進）

【特別枠】

- ①風水害対策緊急促進事業

【一般枠】

- ①住民の地震・津波避難対策と避難行動
- ②自主防災組織、消防団等による地域防災活動
- ③多様性に配慮した避難所運営と避難所の生活環境整備
- ④受援体制の整備と被災地・被災者の迅速な復興支援事前対策

(2) 県北部海拔ゼロメートル地帯避難対策補助金

海拔ゼロメートル地帯が抱える津波避難に関する課題を解決するため、南海トラフ特措法における特別強化地域の指定から外れた県北部海拔ゼロメートル地帯を有する市町を対象とし、避難施設・避難経路、移動用ゴムボートの整備について支援を行います。

避難所環境向上支援事業（空調設備整備促進）

趣旨

災害の恐れがある場合の県民の避難を促進するとともに、避難した県民の命を守るため、指定避難所である公共施設において、停電時でも使用可能な空調設備を整備する市町の取組に対して財政支援し、避難所の環境整備を促進します

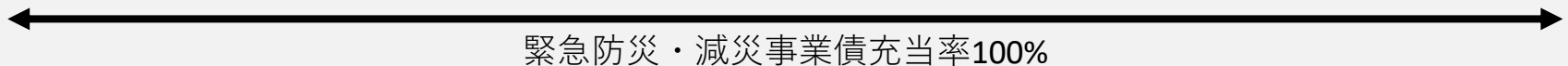
補助内容案

- 対象施設: 現在、避難所として指定されている公共施設
- 対象事業: 「緊急防災・減災事業債」を活用して行う以下の事業
避難所に整備する自家発電設備で稼働可能な空調設備にかかる工事費、設計費、事務費等
※自家発電設備は、災害等において電力供給停止時にも対応できる備蓄燃料や設備等で稼働するものに限る
- 補助概要: ・上記対象事業にかかる市町負担分(30%)の1/2を県補助金(地域減災力強化推進補助金)により支援
・「緊急防災・減災事業債」の元利償還金に対して県補助金を交付

<現状>



<県の支援後>



予算要求

- 予算要求額 令和6年度 0千円
債務負担行為の設定
(令和7年度～令和21年度 各36,000千円 限度額 540,000千円) 3

部局名：観光部

令和6年度当初予算知事査定ヒアリング

順番	項目	事業費(千円)	頁
1	上質な「みえ旅」宿泊施設立地補助金	1,809,679	1 ※
合計		1,809,679	

※補助上限5億円で企業誘致補助金1,809,679千円の内数

令和6（2024）年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 雇用経済部 企業誘致推進課

事業概要

細事業名	県内投資促進事業費						区分	継続
施策	7-3	企業誘致の推進と県内再投資の促進						
基本事業	7-3-1	付加価値創出に向けた企業誘致						
根拠 (法令等)	三重県企業立地促進条例、三重県企業立地促進条例施行規則 三重県補助金等交付規則、雇用経済部関係補助金等交付要綱 地域未来投資促進法							
予算額等	年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
	予算額		1,819,719千円	1,853,309千円	1,809,679千円			
	決算額	1,751,595千円	1,784,174千円					
事業の目的	<p>本県産業の発展や雇用機会の創出に向けて、マイルージ制度を取り入れた企業投資促進制度を活用し、グリーン・デジタル関連等の成長産業、マザー工場化、スマート工場化、研究開発施設、外資系企業の拠点、県南部地域への投資等に対する支援を行います。</p> <p>また、国の特例制度および本県独自の支援制度により、企業の県内への本社機能移転・拡充を促進します。</p> <p>さらに、県内中小企業の製品・サービスの高付加価値化を図るため、ものづくり基盤技術の高度化などを目的として行う設備投資や、付加価値の高いサービスを提供する集客・交流施設への設備投資を支援します。</p> <p>加えて、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域経済を牽引する事業（地域経済牽引事業）、並びに「外部との連携により新しい価値を創出する事業」、「地域課題解決に資する事業」に対する支援を行う必要があります。</p>							
事業目標	<p>県内外の企業に対する誘致活動を行うことにより、新たな企業の県内進出を促進するとともに、立地済み企業の県内での投資を促進します。</p> <p>企業誘致件数（単年度目標値）： 30件</p>							
前年度からの変更点								
事業の必要性と期待される効果	<p>強じんて多様な産業構造にするため、企業投資促進制度等を活用した誘致活動を行い、成長産業分野、マザー工場化、スマート工場化への投資や、研究開発施設の立地を図る企業や、本社機能の移転・拡充や、県内企業における拠点機能の強化を図る投資の促進を図ります。</p> <p>また、多言語対応可能な高級宿泊施設や、県南部における地域資源を活用した産業の誘致活動を行う必要があります。</p> <p>さらに、県内産業の高付加価値化を図る上で、県内中小企業者のものづくり基盤技術の</p>							

高度化などを目的として行う設備投資や、地域への経済波及効果の高い集客交流関連産業などにおける投資を促進することが必要です。

加えて、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域経済を牽引する事業（地域経済牽引事業）、並びに「外部との連携により新しい価値を創出する事業」、「地域課題解決に資する事業」に対する支援を行う必要があります。

これらを実現するため、企業投資促進制度を活用した誘致活動に加え、県内外への情報発信を効果的に行い、三重県の操業環境の優位性を十分にPRする必要があります。

取組詳細

取組概要

企業を取り巻く状況や投資動向の把握のためのアンケートの実施、本県の事業環境をPRするセミナーの開催を通じて、効率的な企業誘致活動を進めるとともに、企業投資促進制度により成長産業分野の製造施設や研究開発施設などの県内立地を支援します。

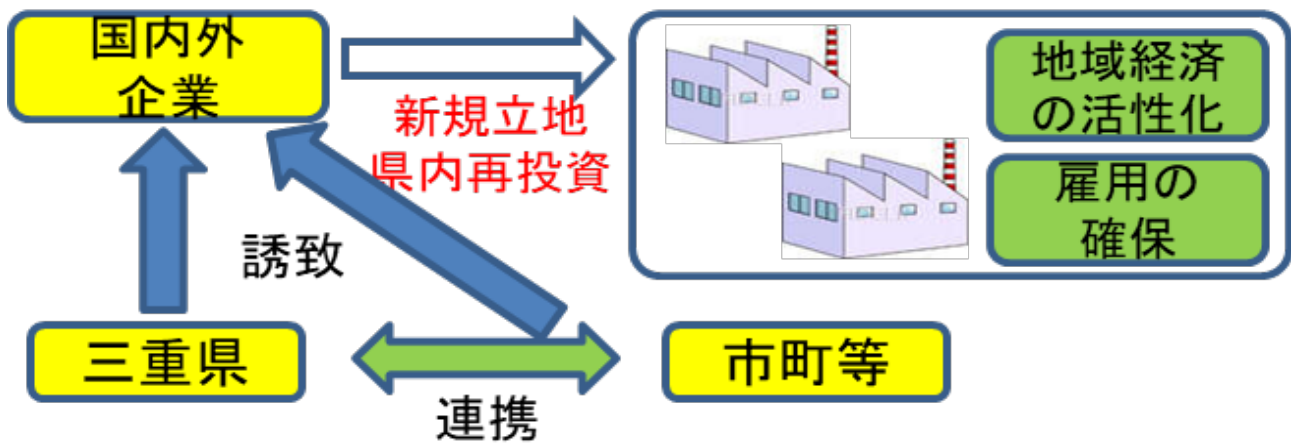
また、県内中小企業等における、ものづくり基盤技術の高度化に資する設備投資や、付加価値の高いサービスを提供する集客・交流施設に係る設備投資を支援します。

さらには、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域経済を牽引する事業（地域経済牽引事業）、並びに「外部との連携により新しい価値を創出する事業」、「地域課題解決に資する事業」を促進するために必要な設備投資に対する支援を行います。

取組内容等

- (1) 投資意向等に関する企業アンケート事業 42千円（ 42千円）
 - ・県外企業に対して、投資意向等に関するアンケートを実施し、企業の投資需要を把握するとともに、その結果に基づいた企業訪問等の企業誘致活動に取り組みます。
- (2) 企業投資セミナー開催事業 2,386千円（ 2,386千円）
 - ・市町や経済団体等と連携して、操業環境の優位性などを含めた本県をPRするセミナーを東京において（1回）行います。
- (3) 企業立地促進補助金 1,706,278千円（1,706,278千円）
 - ・企業立地促進条例に基づき、補助金対象企業への適切な補助金交付を行います。
- (4) 中小企業高付加価値化投資促進補助金 100,955千円（100,955千円）
 - ・県内中小企業等の製品・サービスの高付加価値化を図るため、ものづくり基盤技術の高度化などを目的として行う設備投資や、付加価値の高いサービスを提供する集客・交流施設への設備投資を支援します。
- (5) 地域経済牽引事業促進事業 18千円（ 18千円）
 - ・事業者等に対する、地域未来投資促進法の制度周知及び全国の優良事例の紹介等を目的としたセミナーを開催します。
 - ・地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域経済を牽引する事業（地域経済牽引事業）を促進するために必要な設備投資を支援します。

(合計) 1,809,679千円（1,809,679千円）



【実績】

単位：件

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
立地件数	67件	65件	63件	61件	45件

上質な「みえ旅」宿泊施設立地補助金の改正（南部地域誘致促進措置）について

R6.1.18
観光部
南部地域振興局

【考え方・経緯】

熊野古道伊勢路が存在する南部地域へ、インバウンドを含む旅行者を誘客するにあたっては、**観光インフラとして宿泊施設が少ないことが課題**である。

このため、南部地域振興の観点で、宿泊施設の集積地である**伊勢市、鳥羽市、志摩市を除く南部地域**を対象に宿泊施設誘致のための新たなインセンティブを導入する。

インバウンドを含む高付加価値旅行者を誘客できる宿泊施設を誘致するために創設した「上質な『みえ旅』宿泊施設立地補助金」に、**南部地域の観光インフラの充実化を目的とした新たな促進措置を設定**することで、同地域への高級ホテル・旅館の誘致につなげます。

現行

- 対象：多言語対応可能な高級ホテル・旅館
- 補助対象地域：県内全域
- 要件：
 - ①投下償却資産及び土地造成費用の合計額5億円以上
 - ②増加する常用雇用者10名以上
 - ③10室以上の客室数、うち5室以上は50㎡以上の専有面積を有すること
 - ④地域産品を活用した飲食施設を有すること
 - ⑤英語で対応可能なスタッフが常駐し、広域な観光案内サービスを提供できること
 - ⑥宿泊客が無料で利用可能なWi-Fi環境が整備
- 補助率：投下償却資産額及び土地造成費用の10%（ただしDMOと連携した事業の場合20%）
- 補助限度額：5億円

+

促進措置スキーム（案）

- 対象：多言語対応可能な高級ホテル・旅館
- 補助対象地域：**県南部地域（ただし、宿泊施設集中地域である伊勢市・鳥羽市・志摩市を除く）**
- 要件：
 - ①投下償却資産及び土地造成費用の合計額**3億円以上**
 - ②増加する常用雇用者**5名以上**
 - ③**5室以上**の客室数、うち**2室以上**は50㎡以上の専有面積を有すること
 - ④地域産品を活用した飲食施設を有すること
 - ⑤英語で対応可能なスタッフが常駐し、広域な観光案内サービスを提供できること
 - ⑥宿泊客が無料で利用可能なWi-Fi環境が整備
- 補助率：投下償却資産額及び土地造成費用の**15%**（ただしDMOと連携した事業の場合**25%**）
- 補助限度額：5億円（**常用雇用者5名以上10名未満にあっては2.5億円**）

<新制度のポイント>

- 南部地域の観光インフラの充実化を目的とする
- 新たな促進措置の対象地域：大台町、玉城町、度会町、南伊勢町、大紀町、紀北町、尾鷲市、熊野市、御浜町、紀宝町（計10市町）
- 宿泊施設の集積地である伊勢市、鳥羽市、志摩市は除く
- 投資額、常用雇用者、客室数、広い客室数の各要件を緩和
- 補助率の優遇

上質な「みえ旅」宿泊施設立地補助金の改正（南部地域誘致促進措置）について

【考え方・経緯】

熊野古道伊勢路が存在する南部地域へ、インバウンドを含む旅行者を誘客するにあたっては、**観光インフラとして宿泊施設が少ないことが課題**である。

このため、南部地域振興の観点で、宿泊施設の集積地である**伊勢市、鳥羽市、志摩市を除く南部地域**を対象に宿泊施設誘致のための新たなインセンティブを導入する。

インバウンドを含む高付加価値旅行者を誘客できる宿泊施設を誘致するために創設した「上質な『みえ旅』宿泊施設立地補助金」に、**南部地域の観光インフラの充実化を目的とした新たな促進措置を設定**することで、同地域への高級ホテル・旅館の誘致につなげます。

現行

- 対象：多言語対応可能な高級ホテル・旅館
- 補助対象地域：県内全域
- 要件：
 - ①投下償却資産及び土地造成費用の合計額5億円以上
 - ②増加する常用雇用者10名以上
 - ③10室以上の客室数、うち5室以上は50㎡以上の専有面積を有すること
 - ④地域産品を活用した飲食施設を有すること
 - ⑤英語で対応可能なスタッフが常駐し、広域な観光案内サービスを提供できること
 - ⑥宿泊客が無料で利用可能なWi-Fi環境が整備
- 補助率：
投下償却資産額及び土地造成費用の10%
(ただしDMOと連携した事業の場合20%)
- 補助限度額：5億円



促進措置スキーム（案）

- 対象：多言語対応可能な高級ホテル・旅館
- 補助対象地域：県南部地域（ただし、宿泊施設集中地域である伊勢市・鳥羽市・志摩市を除く）
- 要件：
 - ①投下償却資産及び土地造成費用の合計額3億円以上
 - ②増加する常用雇用者5名以上
 - ③5室以上の客室数、うち2室以上は50㎡以上の専有面積を有すること
 - ④地域産品を活用した飲食施設を有すること
 - ⑤英語で対応可能なスタッフが常駐し、広域な観光案内サービスを提供できること
 - ⑥宿泊客が無料で利用可能なWi-Fi環境が整備
- 補助率：
投下償却資産額及び土地造成費用の15%
(ただしDMOと連携した事業の場合25%)
- 補助限度額：5億円（常用雇用者5名以上10名未満にあっては2.5億円）

<新制度のポイント>

- 南部地域の観光インフラの充実化を目的とする
- 新たな促進措置の対象地域：
大台町、玉城町、度会町、南伊勢町、大紀町、紀北町、尾鷲市、熊野市、御浜町、紀宝町（計10市町）
- 宿泊施設の集積地である伊勢市、鳥羽市、志摩市は除く
- 投資額、常用雇用者、客室数、広い客室数の各要件を緩和
- 補助率の優遇

部局名:教育委員会、環境生活部

令和6年度当初予算知事査定ヒアリング

順番	項目	事業費(千円)	頁
1	フリースクールで学ぶ子どもたちへの支援	5,760	1
合計		5,760	

令和6（2024）年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 教育委員会事務局 生徒指導課

事業概要

細事業名		不登校対策事業（フリースクールで学ぶ子どもたちへの支援）						区分	新
施策		14-5	誰もが安心して学べる教育の推進						
基本事業		基本事業1	不登校の状況にある児童生徒への支援						
根拠 (法令等)		義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律							
予算額等	年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度		
	予算額		—	—					
	決算額	—	—	—					
事業の目的		<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度における県内公立小、中、高等学校における不登校児童生徒数は過去最大の4,831人である。 ・ 不登校の要因・背景は児童生徒一人ひとり様々であり、状況に応じた多様な支援が求められている。 ・ フリースクールは学校外の居場所としての役割を担っている。 ・ 不登校児童生徒が経済的な事情により学ぶ機会を失われないようにする。 							
事業目標		<ul style="list-style-type: none"> ・ 不登校児童生徒が、学校内外の機関等に相談等をした割合 令和6年度：小学生 83.7%、中学生 80.0%、高校生 66.3% 							
前年度からの変更点		<p><予算増の理由> 新規</p> <p><主な増減理由> 【増額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フリースクールで学ぶ子どもたちへの支援に係る補助金の皆増 <p>※R6 重点施策枠</p>							
事業の必要性と期待される効果		<p><必要性></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 『義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律』が制定され、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が求められている。 ・ フリースクールは、不登校児童生徒が学びを継続するための学びの場の一つとなっている一方で、利用料等が必要となることから、経済的な事情によって学びを継続する機会を逸している家庭もある。 <p><期待される効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不登校児童生徒が経済的な事情に左右されず、学びを継続することができる。 ・ 不登校児童生徒が学校外の機関につながるができる。 							

取組詳細

取組概要	・不登校児童生徒がそれぞれの状況に応じて学びを継続できるよう、フリースクールに通所している義務教育段階の児童生徒及び高校生年代の子どもがいる世帯のうち、経済的な事情のある世帯に対し、予算の範囲内においてその経費の一部を補助する。
------	--

取組内容等

フリースクールで学ぶ子どもたちへの支援事業 4,860千円（県費4,860千円）

1. 対象世帯

県内公立小中学校及び県立学校に在籍する児童生徒、県立学校を中退した者、県内公立中学校を卒業後進路未決定者で、対象フリースクールを利用しようとする者がいる世帯のうち、次のアからウのいずれかに当たる世帯を対象とする。

ア 生活保護世帯

イ 就学援助を受けている世帯（小中学生）

ウ イに準ずる困窮状況にある、高校生年代がいる世帯

2. 対象経費

対象世帯がフリースクールに支払う月ごとの利用料（入学金、施設整備費の類を除く。）

3. 補助額

ひと月の利用料の2分の1の額（上限15,000円）

4. 対象フリースクール

県内フリースクール等民間施設のうち、次の要件のすべてを満たすものを対象とする。（学習塾としての利用は除く）

- ① 不登校児童生徒等の将来の社会的自立を目指して、学習支援及び教育相談等に関する取組の提供を主たる目的としていること。
- ② 事業実施の前年度に指導要録上、出席と認められている県内の通所者がいること。
- ③ 通所者が安全安心に活動できるよう、複数の者が指導支援（学習支援や相談業務）に携わることができること。
- ④ 利用料を明確にし、HP等で広く情報提供していること。
- ⑤ 通所者が在籍する学校の校長からの要請により、活動状況の情報を提供するなど、学校と連携できること。
- ⑥ その他、県教育委員会の要請に応じて、活動状況の情報を提供したり現地調査に応じること。

5. 積算根拠

15千円×12ヵ月×27人=4,860千円

フリースクールで学ぶ子どもたちへの支援事業

【教育委員会 生徒指導課】

令和6年度 当初予算要求額 4,860千円

現状

<公立小中学校における不登校の状況>

- R4年度の不登校児童生徒は、H10年度以降、最多
- 特に直近5年間で増加率も著しく大きい

区分	小学校 (人)	中学校 (人)	合計 (人)
H30	672	1,599	2,271
R1	695	1,612	2,307
R2	823	1,626	2,439
R3	1,059	2,084	3,143
R4	1,356	2,489	3,845

1,000人あたり 15.5人
1,000人あたり 55.8人

<県立高校における不登校の状況>

- R4年度の不登校生徒は、H16年度以降、最多
- 小中と同様、直近5年間で増加率も著しく大きい

区分	全日制 (人)	定時制 (人)	合計 (人)
H30	430	240	670
R1	516	262	778
R2	401	359	760
R3	417	315	732
R4	593	393	986

1,000人あたり 18.8人
1,000人あたり 245.3人

不登校児童生徒4,831人のうち、学校内外の専門機関(SC、教育支援C、FS等)に繋がっている児童生徒2,983人

約62%

90日以上欠席の不登校児童生徒
小中学校:55.3%
高校:24.6%

県の取組

全ての子どもが「安心して学べる学校」づくり

- 相談しやすい環境づくり (SC、SSWの拡充)
- いじめや暴力、体罰等を許さない学校づくり
- わかりやすく魅力的な授業づくり

未然防止・早期対応

- レジリエンス教育実践校の支援
- スクリーニング実践校の支援

不登校児童生徒への支援

- 多様な学びの環境整備
 - 校内教育支援センターの設置促進 (R6~)
 - 学びの多様化学校の設置 (R7~)
 - オンラインを活用した居場所づくり

- 県立教育支援センターにおける支援
 - 高校段階の子どもの学習支援、社会的自立に向けた支援
 - 保護者の相談にも対応

- 学校外の多様な学びへの支援
 - 社会的自立に向けた体験学習等への支援
 - フリースクール等へのSC・SSWの派遣

不登校の子どもの保護者への支援

- 保護者相談会の開催
- 多様な学びの機会に関する情報提供
- 保護者が安心して子どもと向き合えるよう支援

多様な主体と連携した支援促進

- 市町教育支援センターを核とした支援の充実
 - 指導員の指導力向上のための研修会の開催
 - 県任用のSC、SSWを活用した相談機能の充実、訪問型支援の実施

- 不登校児童生徒支援推進検討会の開催
 - 学校関係者、福祉部局、フリースクール、親の会等の関係者が、これまでの県施策を踏まえて今後の取組について意見交換

- みえ不登校支援ネットワークとの連携
 - 支援に関する情報発信
 - 支援充実に向けた情報共有

課題

不登校の要因・背景の多様化・複雑化 支援ニーズの多様化

不登校の要因や背景は、本人・家庭・学校に関わる様々な要素が複雑に絡み合っている場合が多い。

保護者・児童生徒自身の意識や社会の不登校の捉えの変化もあり、不登校児童生徒一人一人の学びに対するニーズが多様化している。

学校や支援機関における課題

- 学校・市町教育委員会
 - 学校では、空き教室を活用した居場所や校内教育支援センター等を設けて、多様な支援を行っているが、学校自体に行くことの難しい児童生徒もいる。

市町では、教育支援センターを設置して、多様な支援を行っているが、センターに通えない児童生徒や利用が途切れてしまう児童生徒もいる。

フリースクール

学校とは雰囲気や学び方の異なるフリースクールには通えるという児童生徒がいる一方で、経済的な理由により、通いたくても通えない児童生徒がいる。

非営利フリースクールAの費用例

〈入会金〉 150,000円
〈月会費〉 34,000円

その他、年会費、通学費、教材費に加えて、通信制高校との連携があれば別途費用が必要

不登校児童生徒が学びたいと思った時に学べる環境整備のひとつとして、フリースクールを利用する家庭の支援が必要！

本事業の必要性

必要性

教育機会確保法では、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が求められている。

フリースクールは、不登校児童生徒が学びを継続するための学びの場の一つとなっている一方で、利用料等が必要となることから、経済的な事情によって学びを継続する機会を逸している家庭もある。

国の示す方向性

特に経済的に困窮した家庭を対象として、民間の団体等学校以外の場で学習等を行う不登校児童生徒に対する必要な支援について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」(文部科学省 平成29年3月)より

本事業の概要

経済的に支援が必要な家庭で事業対象となるフリースクールに通う児童生徒の保護者に、月ごとの利用料の2分の1(上限15,000円)を補助

予算: 15,000円 × 12カ月 × 27人 = 4,860千円

- <考え方>
人数27名(公立)
- ・現在のFS通学の児童生徒数126人 × 12.9% ※1 = 16人
 - ・今後のFS通学児童生徒数見込77人 × 12.9% = 9人
 - ・今後のFSへ通学する在籍校無し ※2 の児童生徒数見込 18人 × 12.9% = 2名

※1: 就学援助等受給世帯割合
※2: 県立高校中退、公立中学卒業後進路未定
上限額15,000円
・全国FSの月額授業料平均33千円の1/2相当

期待される効果

不登校児童生徒が経済的な事情に左右されず、学びを継続することができる。

不登校児童生徒が学校外の機関につながる事ができる。

令和6（2024）年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 環境生活部 私学課

事業概要

細事業名	私立学校不登校児童生徒支援事業費						区分	新
施策	14-5	誰もが安心して学べる教育の推進						
基本事業	基本事業1	不登校の状況にある児童生徒への支援						
根拠 (法令等)	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律							
予算額等	年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
	予算額		—	—	—			
	決算額	—	—	—				
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度における県内私立小、中、高等学校における不登校児童生徒数は過去最多の295人である。 ・ 不登校の要因・背景は児童生徒一人ひとり様々であり、状況に応じた多様な支援が求められている。 ・ フリースクールは学校外の居場所としての役割を担っている。 ・ 不登校児童生徒が経済的な事情により学ぶ機会を失われないようにする。 							
事業目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ フリースクールに通いたいと思った子どもたちが通えるよう、経済的な支援が必要な家庭に支援を届け、子どもたちを学びの場につなげる。 							
前年度からの変更点	<p><予算増の理由> 新規</p> <p><主な増減理由> 【増額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フリースクールで学ぶ子どもたちへの支援に係る補助金の皆増 <p>※R6 重点施策枠</p>							
事業の必要性と期待される効果	<p><必要性></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 『義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律』が制定され、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が求められている。 ・ フリースクールは、不登校児童生徒が学びを継続するための学びの場の一つとなっている一方で、利用料等が必要となることから、経済的な事情によって学びを継続する機会を逸している家庭もある。 <p><期待される効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不登校児童生徒が経済的な事情に左右されず、学びを継続することができる。 ・ 不登校児童生徒が学校外の機関につながるができる。 							

取組詳細

取組概要	・不登校児童生徒がそれぞれの状況に応じて学びを継続できるよう、フリースクールに通所している義務教育段階の児童生徒及び高校生年代の子どもがいる世帯のうち、経済的な事情のある世帯に対し、予算の範囲内においてその経費の一部を補助する。
取組内容等	

私立学校不登校児童生徒支援事業 900 千円（県費 900 千円）

1. 対象世帯

県内の私立小学校、中学校、高等学校に在籍する児童生徒、私立学校を中退した者、私立中学校を卒業後進路未決定者で、対象フリースクールを利用しようとする者がいる世帯のうち、次のアからウのいずれかに当たる世帯を対象とする。

ア 生活保護世帯

イ 就学援助を受けている世帯（小中学生）

ウ イに準ずる困窮状況にある、高校生年代がいる世帯

2. 対象経費

対象世帯がフリースクールに支払う月ごとの利用料（入学金、施設整備費の類を除く。）

3. 補助額

ひと月の利用料の2分の1の額（上限 15,000 円）

4. 対象フリースクール

県内フリースクール等民間施設のうち、次の要件のすべてを満たすものを対象とする。（学習塾としての利用は除く）

- ① 不登校児童生徒等の将来の社会的自立を目指して、学習支援及び教育相談等に関する取組の提供を主たる目的としていること。
- ② 事業実施の前年度に指導要録上、出席と認められている県内の通所者がいること。
- ③ 通所者が安全安心に活動できるよう、複数の者が指導支援（学習支援や相談業務）に携わることができること。
- ④ 利用料を明確にし、HP 等で広く情報提供していること。
- ⑤ 通所者が在籍する学校の校長からの要請により、活動状況の情報を提供するなど、学校と連携できること。
- ⑥ その他、県の要請に応じて、活動状況の情報を提供したり現地調査に応じること。

5. 積算根拠

15 千円×12 ヶ月×5 人=900 千円